イ　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車を除く。）に装置した容器であって、同法に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者又は同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないもの

ロ　自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く。）

二　その他協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に適合していること。

2・3　［略］

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条　法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるもの及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

四　過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであって、バルブと一体となっているものに限る。）

（附属品検査の方法）

第十条　法第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第二号に定める試験の方法によるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、海外認定附属品にあっては、法第四十九条の二第一項の附属品検査に合格したものとみなす。

（附属品の規格）

第十一条　法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　附属品は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　附属品（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）は、容器の外部又は内部に直接装置されるものであること。

四　安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた温度（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものにあっては、圧力又は温度）に対応して作動するものであること。

［削る］

イ　自動車に装置した容器であって、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者又は同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないもの

ロ　自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く）

二　その他告示に定める方式に適合していること

2・3　［略］

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条　法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　逆止弁

［新設］

（附属品検査の方法）

第十条　法第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

［新設］

（附属品の規格）

第十一条　法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　附属品は、告示に定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　附属品は、容器の外部又は内部に直接取り付けられているものであること。

四　安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた温度に対応して作動するものであること。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が告示で定める国が、協定規則第百三十四号に基づき認定した附属品であって、当該附属品に使用する金属材料が前項第一号で定める基準に適合するものとして認められたもの（以下「海外認定附属品」という。）については、当該認定に係る規格をもって法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格とする。